



タイトル Title	「大韓民国」の成立：ネーション・国家・政治経済
著者 Author(s)	Kimura, Kan
掲載誌・巻号・ページ Citation	環太平洋の国際秩序の模索と日本,95-124
刊行日 Issue date	1999-11-15
資源タイプ Resource Type	Book / 図書
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/90000377

Create Date: 2018-08-16

はじめに 朝鮮、日本、そして、一九一九年と一九五五年へ

本章の課題は、一九一九年から一九五五年までの時期における、朝鮮／韓国¹について再考することである。そこで、まずその手がかりとして、この時期が朝鮮にとってどのような時期であったかを簡単に概観してみることにしよう。

手がかりとなるのは、まず、この時期の入口と出口となる、一九一九年と一九五五年という二つの年であろう。一九一九年が、朝鮮にとって極めて重要な年であることは今さら言うまでもない。第一次大戦の終了とそれに先立つウィルソンの平和の為の一四原則、そして偶然にそれと時期をほぼ同じくした元大韓帝国皇帝高宗の突然の死は、朝鮮に、三一運動という、民族運動・日本統治の双方における、重大な転機となる事件を引き起こすこととなった。他方、一九五五年という年も、一見地味ではあるが重要な年であった。五三年の朝鮮戦争休戦から二年、朝鮮、より正確には、その南半の大韓民国がようやく本格的な復興に入るのがこの年である。重要なことは、以後、この時期に始まった成長が、紆余曲折を経ながらも、九七年末のウォン危機時まで、驚異的なペースで続けられることとであろう。同時に政治面においても、前年の李承晩による与党自由党結成に引き続く、野党民主党結成により、以後、八七年まで続く、与野二大政党制の基本構造が、作り出されたのがこの年である。一九五五年は、日本にとってそうであったように、「戦後」韓国の政治・経済の基本構造を作り出した年でもあったのである。

一九一九年と一九五五年、この二つの年の姿は、その間に挟まれた三七年間がどのような時代であったかを想像させるに十分であろう。三一運動は、民族運動に新展開を齎しただけでなく、日本の朝鮮統治の形をも変容させた。以後、日本の支配は、広く、そして深く朝鮮半島に浸透し、やがてそれは朝鮮の政治経済そのものを大きく作り変えて行くこととなる。このように日本により「与えられた」政治経済の基本構造は、解放以後の韓国をも、様々な形で規定して行くこととなる。そして、五五年頃にはその基本構造がようやく確定し、NIES韓国は、それを前提に独自の発展と展開を遂げて行くこととなる²。

一言で言うなら、韓国にとっての一九年から五五年までの時期とは、良きにつけ悪きにつけ、その後の NIES 韓国を準備する時期であった。そして、言うまでもなく、このような「準備」において最も重要な役割を果たしたのは、これまた良きにつけ悪きにつけ、日本、であった。そこで、本章では以下、このような日本統治の与えた影響について以下の三つの観点から、それを見つめることとしよう。具体的には、まず第一に、三一運動とネーション形成、第二に、文化統治から総力戦体制までの総督府統治と「国家」建設、そして第三に、解放以後の韓国における「与えられた政治経済構造」の展開である。では、早速、本論に入っていくこととしよう。

第一節 「民国」の登場

1 ネーション形成の前提条件³

まず、形成されるべき「ネーション」について簡単に考察してみることにしよう。第一に重要なのは、「ネーション」とは単なる「エスニックグループ」とは異なる、「共同幻想」を有する集団である、ということであろう。周知のように、朝鮮半島は、日本と並び、或いはそれ以上に、同質的な文化や特徴を有する人々により居住される、世界でも極めて希な地域の一つであるが、そのことは即ち、朝鮮半島に居住していた人々が、遥か以前から一つの「ネーション」を形成していたことを意味はしない。重要なのは、彼等が他と区別される同一のネーションに属する、という意識を共有しているか否かであり、この意味において、他の地域における前近代のエスニックグループがそうであったように、朝鮮半島に居住する人々においても、このような近代的「共同幻想」が確固として存在していたとは言ふことは困難であろう。

勿論、このことは朝鮮半島の人々が、他と自らを区別する論理を一切持たなかった、ことを意味するものではない。このようなものとして最も有名なのは、所謂「小中華」の論理であろう⁴。朝鮮王朝後期以降の朝鮮半島の人々の中には、自らを滅亡した明の後継者、即ち、中華の伝統を唯一正統に継承する存在であると看做し、満州人の清帝国の住民である「オランケ」や、中華の伝統を十分に吸収しなかった日本の住民である「ウエ」と区別する者があった。しかしながら、このような意識は、朝鮮半島の住民全てが共有するものではなかったし、また、支配層の中でさえ、このような考え方に意義を唱える者たちが存在した。また、何よりも、このような考え方では、朝鮮半島の人々は、自らと「中華」即ち、中国とを区別することが困難であった⁵。

一言で言うなら、「小中華」は後の「朝鮮／韓国人」意識の前提として重要ではあっても、それのみをもって、朝鮮半島において「ネーション」が成立していたことを示すものではない。寧ろ、このような意識が、朝鮮半島において、確固に、そして、統治組織の末端に位置する農民達にまで共有されるに至るには、一九世紀末に本格化する、日本の脅威とそれに対する闘争の方が重要であろう。周知のように、朝鮮半島における反日闘争は、一八九五年の第一次義兵運動から活発化し、それは従来の「民乱」の伝統とも重なる形で、朝鮮半島に広く展開されることとなった。しかし、「ネーション」の前提としての「共同幻想」を考える上で重要なのは、寧ろ、一九〇七年から開始される第二次義兵運動の方であろう。重要なことは、この第二次義兵運動においては、嘗ての小中華の論理が大きく後退し、代わって大韓帝国「臣民」であること意義が強調されたことである。このことは、朝鮮半島の人々のアイデンティティが、中華、即ち、中国から決定的に分離したことを意味しており、ここに朝鮮半島の人々はネーションへ向けて大きく前進したことになる⁶。

しかし、同時に我々が忘れてはならないのも、この「臣民」もまた、類似はしていても「ネーション」とは異なる概念である、ということであろう。オーストリア・ハンガリー二重帝国のような例を考えれば容易にわかるように、「a臣民である」と「aネーションの一員である」ということは、同じではない。最大の相違が、「ネーション」においては、人々が「共同幻想」により直接的に相互の繋がりを有しているのに対し、「臣民」においては、「国王」若しくは「皇帝」を通じてのみ互いに繋がりを有しているに過ぎないことであろう。即ち、「臣民」とは、オーストリア・ハンガリーが正にそうであったように、「国王」或いは「皇帝」の消滅により、それ自身もが消滅する可能性を有する存在なのである。

ともあれ、重要なことは、三一運動以前における朝鮮半島の「ネーション」は依然、形成途上にあったということであろう。否、韓国併合により、「王」の事実上の消滅は、第二次義兵闘争時に存在していた「臣民」意識をも消滅の危機に晒していた。

それでは三一運動はこのような朝鮮半島のネーション形成において如何なる意味を有したのであろうか。次にその点について具体的に見てみることにしよう。

2 「大韓帝国」から「大韓民国」へ

三一運動が元大韓帝国皇帝・高宗の死をきっかけに起こったことは周知の通りである。高宗の死は、朝鮮半島の人々をして、自らが少なくともほんの九年までは、「大韓帝国臣民」であったことを思い起こさせた。このことは、一九一九年の時点においても、朝鮮皇族、より正確には日本統治下の公族の權威が、依然、巨大なものであったことを示している。

しかし、多少なりとも、朝鮮近代史を知るものなら、同時にこの三一運動を契機に上海において成立した臨時政府が「大韓民国」の名を冠していること⁷、また、更には、ほぼ同時期に世界各地に作られた朝鮮「亡命政権」の殆どが、「共和国」の体裁を取っていることを指摘することができよう。それでは何故に、元皇帝への追慕を契機にした三一運動が、旧王族を排除した「民国」の成立へと繋がっていったのであろうか。

この点を理解するためには、三一運動を前後する時期の、「公族」の置かれた地位について考える必要があるだろう。

周知のように、一九一〇年の併合と同時に、旧大韓帝国皇族には、一部高級両班達が「朝鮮貴族」の称号を与えられるのと平行し、「公族」と言う特殊な称号と、日本の皇族に準ずる地位が与えられた。旧皇族が日本統治下においてこのような特権的地位を獲得したことは、彼等による併合条約への調印と合わせて、一般の人々の旧皇族に対する敬愛の念を大きく損なうこととなった。このような中勃発した三一運動は、そのやり方何如によっては、旧皇族の地位を大きく回復し、彼等を再び民族運動の中心的存在へと復帰させる可能性を秘めた筈の出来事であった。

三一運動時の旧皇族の動きとして、重要なものには、次の二つが存在した。第一は、元大韓帝国皇太子李・英親王と、梨本宮方子との婚姻である。この背景に存在したのは、当時の日本政府と朝鮮総督府の政治的判断であった⁸。彼等は、三一運動により明確化した朝鮮の民族運動を沈静化させる一手段として、兼ねてから計画されていた、この日韓両「皇族」間の婚姻を、予定より早めて行うことを決定した。しかし、第二に、勿論、旧皇族の側も三一運動を座して見守っていた訳ではなかった。このような皇族側の行動として最も重要なのは、恐らく、高宗次男、義親王の京城脱出と安東での被逮であろう⁹。しかし、このような義親王の試みとその失敗は、結果として、旧皇族の民族運動における地位を逆に大きく損なうこととなる。第一に、義親王の被逮は、結果的に、義親王への厳罰の可能性をちらつかせるという、対公族交渉への強力なカードを総督府に与えることとなり、このような総督府と公族の間の力のバランスの崩壊は、先の李・梨本宮方子の婚姻に反対する、公族側の抵抗力を大きく損なうこととなった。合わせて、義親王の京城脱出は、それが上海臨時政府内における、旧高級両班達の主導権奪取の試みと直結することにより、逆に臨時政府内のそれ以外の勢力の結束を実現させ、却って、公族及び旧高級両班達の臨時政府内での地位を失墜させることとなった。

重要なことは、三一運動とその後の民族運動の「顕在化」と、そしてそれに対する総督府の強力な巻き返し策が、公族を含む全ての朝鮮半島の人々に、「朝鮮」と「日本」の間での態度決定を迫っていくこととなった、ということであろう。所謂「親日派」問題に代表される朝鮮半島のアイデンティティ・クライシスが本格的に始まるのは、正にこの時であった。そして、旧皇族はここにおいて「朝鮮」を明確に選ぶことができず、以後、彼等は決定的に民族運動から脱落することとなる。そのことは、朝鮮半島の人々に、最早嘗てのような「臣民」の論理へと訴えることを不可能とさせ、彼等は新たなる民族的アイデンティティの構築を余儀なくされることとなる。それは即ち、朝鮮半島の人々が「臣民」から「ネーション」へと変容しくことを意味していた。

しかし、三一運動が変えていったのは、朝鮮半島の人々の「ネーション」意識だけではなかった。次に、それによる「統治」のあり方の変容との、その影響について見てみることにしよう。

第二節 「ハードステート」の登場

1 武断統治から文化統治へ

今日言われる様々なイデオロギ一的或いは後知恵的主張とは異なり、明治期の日本が植民地帝国建設へと踏み出した最大の動機は、安全保障上のものであった。徳川後期の林子平や佐藤信淵の主張に見られるように、幕末以後の日本知識人においては、島国日本の防衛の為には、周囲に何らかの「緩衝地帯」が必要である、とされた¹⁰。そして、明治日本は、その前提に飽くまで忠実に現実の「緩衝地帯」確保へと向かうこととなる。

言うまでもなく、このような日本の「安全保障的動機からの帝国主義政策」の焦点となったのが、朝鮮半島であった。しかし、逆にそのことこそが、日露戦争勝利後の、日本の朝鮮政策を迷走させることとなる。即ち、日本は安全の為に朝鮮を確保した。しかし、それなら「確保された」朝鮮そのものについて、日本はどのような処遇を行えば良いのだろうか。

このような「迷走期」において、日本、更には朝鮮統監府・総督府が行ったのは次の二つのことであった。一つは、

従来の「安全保障的動機」の延長線上に位置する、民族運動の「力づくの」弾圧である。併合から三一運動時までの日本の統治は、通常「武断統治」と呼ばれるが、この名称は、この時期のこのような日本の統治のあり方に由来している¹¹。第二は、土地調査事業¹²や戸籍制度整備¹³に代表される、全半島的な調査・登録の実施である。この政策の背後にあったのは、統監府時代から続けられた、朝鮮財政建て直しの試みであり、より正確には、朝鮮財政の内地からの自立化の必要であった¹⁴。周知のように、朝鮮王朝末期から大韓帝国期の朝鮮王朝・大韓帝国の財政は、近代的な改革・施策を行うには、極めて不十分なものであり、併合以後の朝鮮財政は、中央政府からの多大な持ち出しによりかろうじて支えられていた。

重要なことは、この時期における日本の朝鮮支配において、特段の経済的、或いは開発主義的施策が殆ど取られていない、ということであろう。この時期、総督府が辛うじて打ち出した経済的施策を敢えて挙げるとすれば、土地調査事業により生じた大量の総督府所有地を利用した、日本人移民政策であったが、この東洋拓殖会社を介して行われた「植民」政策¹⁵は、当時の朝鮮農業の実情に合致せず、見事なまでの失敗に終わることとなる。

結論的に言うなら、一九一九年までの日本支配とは、文字通り、ただ「半島を支配する」ものに過ぎずなかった。言い換えるなら、この時点では、朝鮮そのものには、「日本帝国」における特段の役割は与えられていなかった。しかし、このような総督府の支配のあり方は、三一運動を契機に劇的に変化することとなる。それでは次に、三一運動以後の所謂「文化政治」について具体的に見てみることにしよう。

2 「文化政治」

「文化政治」を考える上で基本的な歴史的事実を確認することとしよう。まず前年一月にウィルソンの一四ヶ条が発表され、内地では、八月に米騒動が勃発、そして、九月には原敬内閣が成立している。ウィルソンの一四ヶ条が、三一運動の一つの背景をなすことはよく知られているが、同時に、それが訴える「民族解放」の論理が、日本政府への強い心理的圧力として作用していたことも重要である。また、米騒動により顕在化した内地の米不足は、その後の朝鮮における「産米増殖計画」への契機として重要であろうし、たまたまこの時期に首相であった原敬が、従来からの「文官総督論」の主張者であったことも、「文化政治」の背景として見逃すことができない¹⁶。原にとって、陸軍から朝鮮総督という重要ポストを奪うことは、陸軍に基盤を置く長州閥との政治的闘争の観点からも重要であったろう。また、この時期の朝鮮を考える上で、見落とされがちなのが、既に日本帝国が台湾において一定の範囲乍ら植民地支配の経験を有していた、ということであろう。一九一九年、二四年目に入っていた台湾の支配は、同じ時期の朝鮮支配とは随分様相を異にしていた。一八九八年の児玉総督・後藤民政局長コンビの着任以来、台湾においては一種の「開発主義的」支配が行われており、それは一九九年迄には目覚ましい成果 — 即ち、秩序確立と砂糖を中心とする農産物の生産拡大 — を挙げつつあった。そして、このような台湾の成功¹⁷は、対象的に朝鮮総督府の失敗を浮き彫りにすることとなったのである。

ここで打ち出されたのが齋藤新総督による「文化政治」であった。「文化政治」の特徴として挙げられるのは、次の二つであろう。第一は政治的な融和政策であり、その中には、憲兵制度の廃止、朝鮮語新聞の解禁等が含まれている¹⁸。しかし、第二に、より重要なのは、この「文化政治」が単なる政治的な融和策に留まらず、進んで朝鮮における初の本格的な「開発主義的政策」へと歩を踏み出していることであろう。言うまでもなく、ここにおいてその中核を占めたのが、「産米増殖計画」に代表される、米作の強化であった¹⁹。

見落とされてはならないのは、この産米増殖計画の登場とその「成功」が、日本帝国における朝鮮の位置の変化を明確に示していることであろう。即ち、武断統治下の朝鮮は、日本帝国にとって、安全保障の為の「足場」に過ぎず、重要なことは、それが確実に確保されていること、或いは精々、それが若干の内地の余剰人口を吸収することであった。しかし、産米増殖計画における朝鮮は、単なる「足場」を越えて、日本帝国に一定の「貢献」をすべき存在として位

置付けられている。即ち、内地の産業革命遂行に必要な食糧を供給し、そのことにより一層の内地農村から都市への人口移動を可能とする、そのような「帝国の一部」としての機能を期待されていたのである。

このような「帝国の一部」としての朝鮮半島の存在を支え、また、内地と結んだのが、鉄道の存在であった。周知のように、総督府財政の過半近くを支えたのは、租税収入よりも官業収入であったが、そのまた過半を占めたのが鉄道収入であった²⁰。政治学的観点から言えば、このことは即ち、この時点においては、依然、日本の朝鮮半島支配は、諸列強の植民地支配同様、一種の「プランテーション型」の表層的な支配に留まっている、ということである。

言い換えるなら、「文化政治」は確かに、日本の朝鮮半島支配を、単なる「安全保障」の為の「支配の為の支配」からは脱却させた。しかし、そのことは直ちに、「文化政治」のイデオロギー²¹が唱えるように - 日本による朝鮮半島支配を、内地同様のものとするまでには至らなかった。

しかし、それなら最後にはこのような日本の支配は最後にはどのような形を取るに至ったのであろうか。次にその点について具体的に見てみることにしよう。

3 総力戦体制 - 内地延長型支配への模索

「文化政治」期の内地と朝鮮における支配のあり方の相違を典型的に示すものとして、両者の住民登録制度の違いを挙げることができる。周知のように、朝鮮においても、既に、大韓帝国末期一九〇七年に日本の戸籍法に範をとった「民籍法」が制定され、二二年には、進んで、ほぼ内地と同じ内容を持つ「朝鮮戸籍令」が制定されている²²。このような戸籍制度の整備は、総督府による半島支配の基礎的準備として重要であり、その整備終了は、土地調査事業のそれと並んで、後の「文化政治」を可能にした、と言えよう。

しかし、朝鮮においては、ここまでであった。重要なことは、ここで言う「戸籍」が、飽くまで戸籍地の「常住人口」を示すものであり、その「現住人口」を示すものではない、ということであろう。調査当初こそ、相対的に「現住人口」を表していた戸籍も、流動化を増す当時の朝鮮社会²³においては、次第に、現住人口から遊離し、それ故、行政が個々の住民を把握する手段として適切性を書くようになってくる。

勿論、総督府とて、このような事態を予測しなかった訳ではなかった。併合早々の一九一一年、総督府は「宿泊及び居住規則」を施行することにより、その「現住人口」の登録を義務づけたが、それでもこの「宿泊及び居住規則」においては、それが「戸籍」との連関を持たない、という決定的な欠陥があり、それ故、それは必ずしも、「現住人口」を忠実に再現することができなかった。行政側は、個々の「居住者」の申告を確認する手段を有さず、それ故、申告者は必要であれば、幾らでも申告をサボタージュし、或いは、虚偽の申告をすることが可能であった²⁴。

本章において重要なことは、にも拘らず、このような「戸籍令」と「居住規則」が持つ決定的とも思われる制度的弱点は、実に、一九四二年の「朝鮮寄留令」まで修正されることがなかった、ということであろう。勿論、そのことは、総督府官僚がこの欠陥に気づかなかったことを意味する訳ではない²⁵。

このような内地と朝鮮半島の制度的相違を齎した最大の要因は、徴兵制の有無であった。周知のように、日本の植民地支配においては、大日本帝国憲法は植民地には直接は適用されず、結果、植民地の住民には、内地とは異なる「権利と義務」が与えられることとなった。徴兵からの免除は、植民地住民が享受し得た、恐らく唯一の「特権」であったが、このことは同時に、朝鮮総督府にとっては、彼等が厄介な徴兵事務から解放されていたことを意味していた。

我々がここで想起しなければならないのは、当時の朝鮮総督府の「統治能力」であり、その役割であろう。既に述べたように、武断統治期の総督府に科せられた「義務」とは、内地の安全確保の為、朝鮮を足場として確保することであった。「文化政治」においては、この従来からの義務に加えて、朝鮮を帝国の意味ある一部として有機的に統合することが求められた。まず何よりも、帝国の食糧供給基地として整備することがそれであり、後には、鉱工業の分野においても限定的ではあるが、その役割が求められた。

しかしながら、総督府財政のそれに如実に表れていたように、それだけなら、総督府は朝鮮半島社会の表層部を巧みに支配し、その結果のみを吸収すれば十分であった。他列強の植民地においてそうであったように、朝鮮においてもこの役割を果たしたのは「鉄道」であり、それ以上は踏み込まれることはなかった。その意味で、ここまでなら日本の朝鮮半島支配は、他列強の植民地支配とさほど変わることはなかった、と言えるかもしれない。

しかし、一九三〇年代後半以後の総力戦体制は、このような日本の朝鮮半島支配を一変させることとなった。尤も、建前が変わった訳ではなかった。「日鮮」が「同祖」であること、また、内地の間人も朝鮮半島の間人も均しく「皇国臣民」であることは、植民地支配の早期²⁶、更に言うなら、併合直前の一進会上奏文で既に述べられていることであった。勿論、総督府としてこの「建前」の実施に無策であった訳ではなかったが、さりとて朝鮮にはこの「建前」と反する事実は、うんざりするほど存在し、彼等総督府官僚が真の意味でその撲滅に全力をかけていた訳ではなかった。

だが、総力戦体制の一環として四四年を目標に実施されることとなっていた、徴兵制はこのような「生ぬるい」現実を一変させることとなった。「皇民化政策」の本格的実施を齎したのは、正にこのような状況であったし、「寄留令」実施もまた別の方向から同じことを示していた²⁷。「現住人口」が正確に把握できないことは、嘗てはそれほど大きな問題ではなかった。若干のフリーライダーが存在していても、総督府の支配はそれなりに機能し、朝鮮は「帝国の一部」として着実に取り込まれつつあった。統治の目的は十分に果たされていたのである。しかし、徴兵制実施において重要なのは、正に「現住人口」そのものであった。何処にどのような氏名・性別・年齢・家族構成の誰が居住し、彼や彼女の「皇国臣民」としての忠誠心は如何なる状態にあるか。総督府はここにおいて、全半島の住民を一人一人くまなく把握し、支配することを求められていた。「寄留令」実施はその結果であり、「支配」の程度はここにおいて明らかに一段階上がっていた。

勿論、このような事実は、資源動員力向上を裏づけとする総督府財政の拡大という形で明確に表れて来ることとなる。表は、これを前後する時期の内地及び朝鮮のGDPに占める政府支出の割合を試算したものであるが、その数値は、一九年と三一年という二つの時期を境にして二度の大きな上昇カーブを描くこととなっている。しかしながら、同時に見落とされてはならないことは、にも拘らず、朝鮮におけるこの数値が、同時期の内地のそれは勿論、総力戦体制以前の内地のそれにも遥かに及ばなかったということであろう。そして、それはそのまま独立以後の大韓民国のそれとなって受け継がれる²⁸。

総力戦体制期の体制変化が、独立以後の影響を与えたことにおいては、政治・経済体制においても同じであった。それでは、次にその点について見てみることにしよう。

第三節 「権威主義体制」の成立

1 民族運動と総督府

朝鮮の資本主義化を考える上で、最も特徴的なことの一つが、前近代の朝鮮が日本とは異なり、三井・住友のような巨大な商業資本を有さなかったこと²⁹であろう。勿論、そのことが、明治日本の幾つかの財閥に典型的に見られたような、商業資本から産業資本への転換という近代化への道を朝鮮が辿ることを不可能足らしめた、ことは言うまでもなからう。

しかし、このような朝鮮における商業資本の不在の影響は単なる経済分野のそれに留まらず、民族運動のあり方にも大きな影響を与えることとなった。一九年の三一運動以後、朝鮮内外で活発化した民族運動は、その後僅か数年の間に再び混迷期に入ることとなる。その最大の原因は、勿論、総督府の硬軟両様の抑圧であったが、同時に、民族運動側にも巨大な問題が存在した。それは他ならぬ、「民族運動の資源」、言い換えるなら、民族運動を支える財政基盤の問題であった。

このような「資源」の問題を典型的に示したのが、当時上海に置かれていた「大韓民国臨時政府」であった。朝鮮や内地においてこそ、活動を大きく制限された朝鮮民族運動であったが、海外においては、その制約は相対的に少なく、彼等亡命朝鮮人の活動には、朝鮮版「興中会」となる可能性が残されていた。特に上海の「臨時政府」は参加者の知名度や「格」から言っても、また、その地理的位置や、そして更にはそれが位置した「租界」の特殊性から言っても、最も大きな影響力を期待できるものであり、事実、当時の朝鮮人の多くがこれへ熱い期待を寄せつつあった³⁰。

しかしながら、現実には「臨時政府」の活動は、早くも二二年頃には完全に頓挫することとなる。この原因は先述のように、主として満州地域にて展開された軍事活動の早期の挫折と並んで、その財政的破綻にあった。そして、その背景に存在したのは、「興中会」を支えた海外華僑³¹に匹敵する経済的基盤が「臨時政府」には存在しないことであった。

尤も、我々がここで注意しなければならないのは、このような大規模商業資本の不在が、即ち、朝鮮において民族運動や資本主義化を支える潜在的可能性を有した大規模資本そのものの不在を意味するものではなかった、ということであろう。産業資本は勿論、大規模な商業資本も存在しなかった朝鮮において、唯一存在した大規模資本、それは即ち、地主資本であった。そして、臨時政府が財政的に破綻しつつあった正にその時、彼等は本格的な産業・商業資本への転化を開始しはじめることとなる³²。その代表的な例としては、金性洙・洙兄弟³³の湖南財閥や、朴興植の和信³⁴等が挙げられよう。

このような事実は、一見、朝鮮においても、孫文と華僑系資本や、ガンディーとビルラ財閥³⁵のような、民族運動と民族資本の連携を可能とする素地が存在したかの様に見える。確かに、実際、金性洙等の湖南財閥などは、東亜日報という民族紙を擁することにより、一時期の民族運動において、重要な役割を果たしてもいる。しかし、重要なのは、にも拘らず、朝鮮における彼等、民族資本家の活動には明らかな限界が存在した、ということであろう。そして、そのことは、その後、彼等の多くが、三〇年代後半以降の総力戦体制の下、総督府への何らかの「協力」を行うようになっていくこと³⁶に典型的に表れていよう。

このような朝鮮の民族資本が有した限界を考える上で我々が見落としてはならないのは、彼等の発展の為に資金を提供し、そのメインバンク的役割を果たしたのが、総督府直系³⁷の朝鮮殖産銀行であった、ということ³⁸であろう。事実、当時の朝鮮系大規模資本の中では、最も「民族的」であったとされる湖南財閥でさえ、この朝鮮殖産銀行からの融資なしには、その急成長は殆ど不可能であった。尤も、彼等、朝鮮人資本家が自らの成長に当たって、朝鮮殖産銀行を利用したことそれ自身は、何等不思議なことでもやましいことでもなかったろう。何故なら、この朝鮮殖産銀行は、そもそもが「不動産ヲ担保スル農工資金農産物或種ノ有價證券ニ対スル放資」を目的とした各地方の農工銀行³⁹の「権利義務ノ一切ヲ承継」して作られた銀行⁴⁰であり、地主資本から産業・商業資本へと転化しつつあった当時の朝鮮人資本家が、このような格好の銀行を利用しない経済合理的理由は何もなかったからである。実際、彼等は自らの土地等の資産をこの朝鮮殖産銀行に担保として納めることにより、自らの営業資金を確保し、また、自らの窮地を凌ぐことができた⁴¹。

しかしながら、総督府直系金融機関との紐帯は、彼等の資本としての拡大を実現させる一方、彼等の民族運動への参加を大きく阻害することとなる。例えば、四〇年を挟んで、湖南財閥は、総督府から自らの民族活動の中心的存在であった東亜日報の廃刊を命じられる⁴²一方、満州への本格進出の第一歩としての南満紡織設立の為に、朝鮮殖産銀行から巨大な融資を受けている⁴³。この二つの事実の間に「取り引き」があったか否かは定かではないが、当時の朝鮮系資本と総督府系金融機関の関係を、象徴的に占めす例であろう。

それでは、このような朝鮮人資本と総督府系金融機関の関係は、解放以後の大韓民国に如何なる影響を与えたのであろうか。次にその点について見てみることにしよう。

2 「敵産処理」と強力な国家

大韓民国の独立過程において、最も特徴的なことは、その独立が旧宗主国、即ち日本、に対する民族運動の勝利の結果ではなく、一方的な日本の敗北の結果齎されたものであった、ということであろう。勿論、このことは日本統治下の朝鮮民族運動が、無視できる規模のものであったことを意味するものではないが、それでも、日本の朝鮮半島からの撤退が、その「自失」によることは明らかであった⁴⁴。

民族運動が「勝利しなかった」ことの意味は重要であった。それが韓国人の民族意識、特に反日意識に与えた影響については、多くの論者が指摘するところであるが、その影響は単に日本との関係に留まらず、独立以後の韓国の政治・経済体制そのものにも色濃く残ることとなる。

勿論、旧植民地諸国の独立を考える時、その独立に至るまでの過程は実に多様であり、韓国のみが特殊な過程を経た、と言う訳ではない。このような旧植民地諸国の独立過程を筆者なりに簡単に整理するなら、次の三つに大別することができよう。まず第一は、武力を伴う烈しい民族運動により、文字通り、旧宗主国を打倒して独立を獲得した例である。典型的にはベトナム等がそれであろうが、この場合には、新独立国の政権には運動勝利の結果としての巨大な権威が与えられる一方、旧宗主国の独立後の影響力は極めて小さいものに留まることとなる。第二は、同じように独立を齎した主たる原動力は民族運動の側にあったものの、その中で武力が果たした役割はさほどではなく、主として、民族運動勢力と宗主国の「交渉」により独立が成し遂げられた場合である。典型的な例はインド等であろうが、この場合は、「交渉」の過程で、旧宗主国に対しても一定の権利が残される。第三は、民族運動によってよりも、敗戦や経済的苦境等、主として旧宗主国側の事情により、独立を「与えられた」場合である。この場合においては、独立国新政権が、本来なら独立闘争の過程で獲得されるべき巨大な権威を欠く一方、旧宗主国との関係は、彼等が撤退を余儀なくされた事情により、一九世紀末のキューバから、韓国のような例まで様々であろう。

このような観点から、韓国の「脱植民地化」を考える場合、重要なことは、次の二つであろう。即ち、第一は、既に述べたように、その独立が日本の敗戦により「突然与えられた」ことにより、韓国の新政権は準備不足のまま、相対的に小さな権威と凝集力を以て出発せざるを得なかった⁴⁵。第二に、にも拘らず、それが日本の「無条件降伏」の結果与えられたことは、新生大韓民国が、日本の政治的・経済的影響力から全く自由に出発できることを意味していた。そして第三に、そのような「日本からのフリーハンド」は、「敵産」即ち、その日本が残した巨大な資産を、新生大韓民国政府が、自らの全く自由な意志で使用できることを意味していた。解放直後の朝鮮半島において、日本人系資産の全資産に占める割合は、実に七〇%に達しており⁴⁶、このことは、即ち、解放直後の朝鮮半島において、政治的には弱体であった新政権が、逆に経済的には圧倒的な力を以て現れたことを意味していた。

政治的には弱体であるにも拘らず、経済的には巨大な統制力を持った政権。それでは、この一見奇妙な組み合わせから出発した大韓民国は、一体、どこに到着したのであろうか。次にその点について見てみることにしよう。

3 「国内派」野党の敗北

四八年の大韓民国成立から六〇年の四・一九学生革命まで、所謂「第一共和国」期の韓国政治史を彩ったのは、何と云っても、李承晩による一二年もの権威主義的長期政権と、韓国民主党・民主国民党・民主党と繋がる所謂「正統保守野党⁴⁷」と間の、激しい与野党対立であった。この時期両者は、政治の主導権を求めて、様々な形で衝突し、やがて、それは八七年まで続く、「権威主義的国家」対「正統保守野党」という韓国政治独特の対立図式のひな型を作り出して行くこととなる。

言うまでもなくこの背景にあったのは、大韓民国臨時政府初代大統領という、民族運動故の巨大なカリスマを持つ李承晩と、湖南財閥という独立当時最大の資本に支えられた東亞日報グループとの対立⁴⁸であった。この対象的な長所を持つ両者であったが、同時に両者の短所もまた対照的であった。一九一一年以後、一貫して自らの活動拠点

をアメリカに求めた李承晩は、その結果として、韓国内に特定の人脈や基盤を持つことができず、彼は自らの政治基盤をそのカリスマ性以外に求めることができなかつた⁴⁹。他方、「正統保守野党」の側はと言えば、その経済的基盤こそ強固ではあつたものの、その経済的基盤構築の過程で朝鮮総督府と様々に「密接な」関係を持ちすぎた結果、自らが直接的に政治的主導権を握る為の大義名分を持つことができず、勢い、その主張は彼等が主たる政治的闘争の場とした国会の中ほどには、世論に受け入れられはしなかつた⁵⁰。

そのような意味で、大韓民国成立当初、カリスマを有する李承晩が大統領の地位を占める一方、「正統保守野党」の創始、韓国民民主党が国会で事実上の第一党となつたのは偶然ではなかつた。両者の勢力は、最初の「制憲議会」及びその後の国会にて激しく対立し、その勢力は、互角か或いは、韓民党の側が優勢であるかの様にさえ見えた⁵¹。しかし、その様相は次第に変化して行くこととなる。即ち、朝鮮戦争を挟む時期において、李承晩は韓民党を継いだ、民主国民党に対する圧倒的有利を確立し、やがて、その格差は決定的なものとなって行くこととなる。

このような李承晩の勝利を決定づけたのは、三つの要素であつた。一つは、先述のような、「正統保守野党」側の正統性の欠如であつた。大韓民国はその成立以前から、所謂「反民族行為者」の処罰に積極的であつたが、それは独立直後には、通常「反民法」と呼び習わされる「反民族行為法」の形で現れることとなる⁵²。しかし、総力戦体制の下、多くの国民が多かれ少なかれ、日本への協力を余儀なくされた韓国においては、このような「反民法」、「網民法」⁵³即ち、全ての国民を罰することのできる危険な法となる可能性が存在した。就中、その経済活動の過程で、総督府当局と多大な接触を有さざるを得なかつた、国内派経済人にとっては、この「反民法」の脅威は巨大なものであり、事実、湖南財閥の金・洙、和信の朴興植という、二人の代表的経済人は共に一度は、当局に逮捕され裁判にまでかけられている。結果、彼等「国内派」人士の政府に対する発言権は大きく制限されることとなる⁵⁴。

第二の要素は、農地改革であつた⁵⁵。地主資本から産業・商業資本への転換の正に途上にあつた国内派資本にとって、従来、土地とは、それを担保に入れることにより、自らの産業・商業的活動の急場の資金を獲得することのできる重要な資産であり、このような土地を利用した朝鮮殖産銀行からの借入れこそ、彼等の経営的柔軟性を支える最大の基盤であつた。しかし、農地改革は彼等からその土地を奪うことにより、彼等から経営の柔軟性を奪うこととなる⁵⁶。

しかし、これだけなら、国内派そして、それを支えた彼等の経済的基盤はそれ程揺らがなかつたかもしれない。何故なら、彼等にとって、土地とは、彼等の経済的発展を支えた基盤ではあつても、その政治的支持基盤を提供したものではなかつたからである。農地改革の影響も、彼等の実業部門での経営が支障なく行われている間は、それへのさし足る影響を与えることもなかつたかも知れない。

言うまでもなく、このような状況を一変させたのは、朝鮮戦争であつた⁵⁷。周知のように、釜山周辺を除いて、朝鮮半島のほぼ全土が戦火に包まれたこの戦争により、朝鮮半島内の多くの生産設備が破壊された。生産の回復までには、生産設備の再整備が必要であり、そのことは企業経営者が、多額の資金をどこからか調達する必要があることを意味していた。しかし、彼等の多くは、嘗てはこのような危機にこそ活用された「土地」を失っており、加えて — これが三つ目の要素であるが — この時期、韓国の銀行は例外なく、事実上の国営の状態に置かれていた⁵⁸。一九四〇年代、総力戦体制の下、経済的再編成に乗り出した朝鮮総督府は、その一環として、朝鮮内各種銀行の反強制的合併政策を推進し、それらを事実上の、「総督府営」銀行へと変えていった⁵⁹。このような「政府による銀行所有」の状態は、米軍政府を経て、大韓民国政府へとそのまま引き継がれ、結果、政府には、他国においてさえ殆ど見られなかつた程の、巨大な金融的ヘゲモニーが与えられることとなつた。

いずれにせよ、このことが持つ意味は決定的であつた。担保としての土地と、頼り得る借入先を失つた国内派資本にとって、自らの企業再建に残された方法は、精々、未だ貧弱であつた国内株式市場で株式を公開して行く⁶⁰か、或いは、農地改革の見返りとして旧地主に与えられた土地債権を、朝鮮戦争直後の混乱の中、叩き売りするかの何れかに過ぎなかつた。しかしこのことは、結局、彼等が自らの資本を自らで食い潰して行くことに他ならず、結果、彼等、

旧国内派系の資本は、急速に韓国内における地位を縮小させて行くこととなる。代って台頭するのが、三星・三・と言った財閥達であった。

当然のことながら、このような国内派系資本の衰退は、「正統保守野党」の財政的基盤を縮小させ、彼等は以後、政府与党に比べて、政治資金面において圧倒的に劣る状態に置かれることとなる。加えて、国内派資本、特にその代表格である湖南財閥の衰退は、嘗ては湖南財閥の領袖金性洙を中心としていた保守野党から求心力を失わせることとなる。四六年、前年末の宋鎮禹暗殺以後の韓民党主席総務の座を巡っては、誰もが金性洙以外の候補者を考えることができなかつた⁶¹。五一年、朝鮮戦争の最中に臨時首都釜山の国会で行われた副大統領選出においても、野党が一致して押したのは金性洙であった。しかし、五五年、大きくなるばかりの与野党勢力の格差を埋めるべく行われた、新統合野党、「民主党」の結成を巡る激論の中で、病床の金性洙の意見に耳を傾けるものは少なかつた⁶²。彼の意見は、結果として敗れさり、それから間もなく彼は死去することとなる。その後は、最早、湖南財閥から、その代表者が選ばれることはなかつた。

それでは、我々はこのような、韓国における、一九一九～五五年をどのように総括できるのであろうか。次にこの点について、述べることにより、本稿を終えることとしよう。

おわりに

日本統治が大韓民国に残したものの。このテーマを巡っては、今日においても様々な形で議論が行われている。そこにおいて、ある者は、日本統治の「悪影響」、即ち「罪」、について語り、また、ある者はそれに反発する形で、その「功」について語る。民主化、経済発展、人権問題、テーマを変えながらこの問題は繰り返し議論され、両者は激しく反発を繰り返している。

しかしながら、それなら、これらの議論は、どの程度まで、日本統治の遺産、について明らかにして来たのだろうか。このように問いかげられるなら、恐らく、彼等の答えは余り芳しいものではなからう。その背景には、筆者を含む研究者の怠慢があることは今更指摘するまでもないことであるが、加えて、見落とされてはならないのは、そもそもこの「日本支配の功罪」という問題設定自身が多分に問題を孕んでいる、ことであろう。即ち、この問題設定においては以下のことが明らかでなければならない。即ち、「主体」たる「日本」とはどこまでを言い、その「日本」の「意図」は何であったか。その「意図」から離れて彼等の「行動」はいかなるものであり、その「影響」はどのようであったか。そしてその「影響」は今日の韓国に如何なる形で「継承」され、そしてどのように「評価」されるべきか。そして、彼等の多くが前提としているのが、我々はこのような「遺産」にどのような「態度を取らなければならない」か。この多分に価値的な要素を含むこれら全てについて明らかにすることは、控え目に言って困難であり、恐らく生産的とも言えぬであろう。

このような議論に比べるなら、本稿において筆者が明らかにしたことは単純であった。ネーション、ステート、そして、政治経済体制の三者において、明らかに、韓国のそれは、日本統治時代のそれに起源を有していた。韓国の共和主義的・民主主義的なナショナリズムは、例えば、日本のそれと比べて見た時、その違いは明確であるが、それは確かに、三一運動以後の、日本統治との葛藤の中から生まれたものであった。先進国ほど強力ではないにせよ、朝鮮王朝時代から比べると遥かに大きな動員力を有する国家、は、より直接的な日本統治からの承継物であった。そして、今日時に「韓国型」とさえ呼ばれる、金融をキーとする国家優位の政治経済体制において、重要だったのは、韓国の「国内派」資本が、朝鮮総督府系金融機関から流動性の提供を受けることにより成長して来たことであり、更には、これら金融機関が、総力戦体制下の「総国営銀行化」を経て、「敵産処理」により大韓民国政府の管轄下に入るにより作り出された、ということであった。

重要なのは、この何れも、五五年以後の NIEs 韓国を理解する上で重要な諸要素が、何れも、日本統治の中で生まれている、ということであろう。勿論、日本はそれを独立韓国に与えるべく意図した訳ではなかつたし、時には、その結

果は、彼等の意図したのと或いは正反対の結果でもあったろう。しかし、それでも彼等は確かに「日本統治」の産物であり、大韓民国のその後の展開に巨大な影響を与え続けた。そして、我々はこれらの要素を抜きにして、今日の韓国を考えることはできぬであろう。

「日本統治が残したもの」。それは「日本が与えようとしたもの」でなければ、「日本が与えたもの」でもない。それは時には、「日本が残したもの」でさえないであろう。しかしにも拘らず、独立以後の韓国は、この「日本統治が残したもの」を前提として、誕生し、またそれを受け継ぐことを余儀なくされた。それは三年間の米軍政期を挟んで、両者が隣り合う以上避けることのできないことであった。三五年の日本統治は、朝鮮社会を様々な形に変容させた。そして、大韓民国は、その一つの帰結であり、我々は日本統治を無視して、これを考えることは不可能であろう。

それをどのように評価するかは、個々人の自由であろう。しかし我々は、同時に、この単純な歴史的な事実を、もう一度真剣に考える時に来ているのではなかろうか。

¹ 本稿においては、大韓民国成立以後においては「大韓民国」或いは「韓国」、それ以前については「朝鮮」という表記を用いることとする。

² 韓国の「輸出志向型」経済的発展について、朝鮮戦争以後の援助によるブームと、援助減少以後の戦略見直しを重視する見解として、Anne O. Krueger, *The Developmental Role of the Foreign Sector and Aid*, Harvard University Press, 1982.、及び、Bruce Cumings, *Korea's Place in the Sun: A Modern History*, W. W. Norton & Company, 1997, pp. 394-432、

³ 韓国ナショナリズムの形成過程については、拙稿「『臣民』からネーションへ」(『愛媛法学会雑誌』、第二三巻第二号、一九九六年六月)等の一連の筆者の著作を合わせて参照いただければ幸いである。

⁴ 「小中華思想」については、拙稿「『徳治』の論理と『法治』の論理」(『愛媛法学会雑誌』第二〇巻第三・四合併号、一九九四年三月)、渡部学「韓国思想史における『内』と『外』」(『韓』九巻六号、一九八〇年六月)等。

⁵ 拙稿「『臣民』からネーションへ」。

⁶ 拙稿「『臣民』からネーションへ」。

⁷ この時期の様々な亡命政権については、国史編纂委員会編『韓国史論』一〇大韓民国臨時政府(一九xx、国史編纂委員会【韓国】)参照のこと。

⁸ 原奎一郎編『原敬日記』五(一九八一、福村出版)の各所。

⁹ 義親王のソウル脱出とそれへの臨時政府の反応については、「義親王 臨時政府」(『独立新聞』一九二〇年一月八日)。また、これを前後する時期の『独立新聞』の各所。

¹⁰ 明治以降の日本知識人の国防意識については、差し当たり、マーク・ピーティ『植民地』(一九九六、読売新聞社)二三頁以下。勿論、このような意識を何よりも典型的に示したのが有名な、山形有朋の「利益線」「主権線」の議論である。

¹¹ 武断統治については、Carter J. Eckert, Ki-bak Lee, Young Ick Lew, Michael Robinson, Edward W. Wagner ed., *Korea: Old and New - A History*, Ilchokak, 1990, pp.254-275, 等。

¹² 土地調査事業については、宮嶋博史『朝鮮土地調査事業史の研究』(一九九一、汲古書院)が詳しい。

¹³ 戸籍制度については、崔弘基『韓国戸籍制度史研究』(一九七五、隣瀾大学出版部【韓国】)、拙稿「戸籍から住民登録へ - 解放前朝鮮半島における住民把握形態の変化」(近刊予定)参照のこと。

¹⁴ 金玉根『日帝下朝鮮財政史論』(一九九四、一潮閣【韓国】)二～一〇頁、他。

¹⁵ 金玉根『日帝下朝鮮財政史論』一四頁、他。

¹⁶ 黄昭堂『台湾総督府』(一九九〇、教育社)五九頁。

¹⁷ 明石・後藤時代の台湾については、黄昭堂『台湾総督府』、ピーティ『植民地』等。

-
- ¹⁸ 「文化政治」の政治的側面とそれに対する韓国人側の対応については、Michael Edson Robinson, *Cultural Nationalism in Colonial Korea, 1920-1925*, University of Washington Press, 1988 が詳しい。
- ¹⁹ この点については、河合和男『朝鮮における産米増殖計画』(一九八六、未来社)、等。
- ²⁰ 金玉根『日帝下朝鮮財政史論』一一八頁以下。
- ²¹ Robinson, *Cultural Nationalism in Colonial Korea*, pp. 50.
- ²² 崔弘基『韓国戸籍制度史研究』、拙稿「戸籍から住民登録へ」。
- ²³ 河合和男・尹明憲『植民地期の朝鮮工業』(一九九一、未来社)五〇頁以下。
- ²⁴ 任洪淳『朝鮮行政要覧 全』(一九二九、朝陽出版社)、一五〇頁以下による。
- ²⁵ 任洪淳『朝鮮行政要覧 全』。
- ²⁶ Robinson, *Cultural Nationalism in Colonial Korea*, pp. 40、等。
- ²⁷ 「寄留令」と徴兵制の関係については、宮本元「朝鮮に於ける寄留制度の概要」(『戸籍』第二巻第一〇号、一九四二年一〇月)、等。
- ²⁸ このような先進国には及びないが朝鮮王朝から比べれば大きく上昇した「朝鮮」国家の能力水準は、そのまま、独立以後の韓国の国家の能力水準として表れて来ることとなる。この点については、拙稿「朝鮮における『近代』と国家」(木村雅昭編『国家と民族を問い直す』ミネルヴァ書房、近刊予定)参照。
- ²⁹ 前近代の朝鮮における経済的状况については、Carter J. Eckert, *The Colonial Origins of Korean Capitalism*, Ph.D. diss., University of Washington, 1986, pp.19-61, 等。
- ³⁰ 当時の朝鮮人の中での臨時政府への期待については、例えば、Robinson, *Cultural Nationalism in Colonial Korea*, pp. 48、等。
- ³¹ Henry McAleavy, *The Modern History of China*, 1967, Praeger Publishers, Inc., pp. 172-173.
- ³² この時期の地主資本の台頭については、先述、Carter J. Eckert, *The Colonial Origins of Korean Capitalism*。
- ³³ Carter J. Eckert, *The Colonial Origins of Korean Capitalism*, 同, *Offspring of Empire: the Koch'ang Kims and the Colonial Origins of Korean Capitalism, 1876-1945*, University of Washington Press, 1991、Choong Soon Kim, *A Korean National Entrepreneur: A Life History of Kim Songsu, 1891-1955*, State University of New York Press, 1998、等を参照のこと。
- ³⁴ 金重吉『和信五十年史』(一九七七、和信産業株式会社【韓国】)、林圭完他『財閥』1(一九六六、象牙出版社【韓国】)一四五～一七四頁。
- ³⁵ 差し当たり、Bhikhu Parekh, *Gandhi's Political Philosophy*, the Macmillan Press LTD, 1989, pp.140-141.
- ³⁶ この点については、是菴襲『魚獸 床澗 東亜日報史』(一九九一、褺遭【韓国】)に詳しい。
- ³⁷ 総督府と朝鮮殖産銀行の関係については、水田直昌・土屋喬雄編『朝鮮統治とその終局』(一九六二、巖南堂書店)八九頁以下。朝鮮銀行が総督府よりも日銀や大蔵省と近い関係にあったのと対照的であった。
- ³⁸ Carter J. Eckert, *The Colonial Origins of Korean Capitalism*, pp.170-176、また、拙稿「日本統治期における韓国民族運動と経済の論理 — 東亜日報グループ研究(一) —」(『国際協力論集』第五巻第二号、一九九七年十一月)。
- ³⁹ 本田秀夫『朝鮮殖産銀行二十年志』(一九三八、凸版印刷株式会社)三六頁。
- ⁴⁰ 本田秀夫『朝鮮殖産銀行二十年志』三八頁。
- ⁴¹ これについては、京紡七〇年史編纂委員会編『京紡七〇年』(一九八九、同委員会【韓国】)の各所、及び、金重吉『和信五十年史』一二一～一二四頁。
- ⁴² この経緯については、李相敦『回想半世紀』(一九八二、通文館【韓国】)五〇四～五一六頁に詳しい。
- ⁴³ 金教植『韓国財閥』2金・洙(一九八四、啓星出版社【韓国】)において、金・洙は「この金額は韓国人・日本人の

私以外の誰も借りることのできない巨額であった。この当時の四二〇〇万円は天文学的数字であった。」と誇らしげに回顧している。

⁴⁴ このような認識は韓国においても別段珍しいものではない。例えば、その比較的古いものとしては、俞鎮午『未来嚮 向慶窓』(一九七八、一潮閣【韓国】)一一五頁以降。

⁴⁵ 解放直後の政治状況については、Bruce Comings, *The Origins of the Korean War: Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947*, Princeton University Press, 1981、金雲泰『美軍政權 韓国統治』(一九九二、博英社【韓国】)九一頁以下、及び、拙稿「米軍政期における「正統保守野党」の形成と特質 — 東亜日報グループ研究(二)」(『国際協力論集』第六巻第一号、一九九八年六月)等。

⁴⁶ ここでは最近の著作として、森山茂徳『韓国現代政治』(一九九八、東京大学出版会)五七頁の数値を用いた。但し、この数値は文献により多少異なる。例えば、Office of Public Information ed., *Korea Flaming High II*, Office of Public Information, Republic of Korea, 1956, pp.180 で、李承晩は、八五%という数値を挙げている。

⁴⁷ 以上のような「正統保守野党」については、例えば、崔寅泳『民権党(小史)』(一九八三、民権党【韓国】)、等。

⁴⁸ 第一共和国期の両者の対立については、尹景徹『分断後の韓国政治』(一九八六、木鐸社)等。

⁴⁹ 李承晩の政治的立場については、Bruce Comings, *The Origins of the Korean War II: The Roaring of the Coteract*, Princeton University Press, 1990, pp.223-229.また、拙稿「韓国大統領のリーダーシップとその政治的基盤 — 民主化の時代の終焉」(五百旗頭真編『「アジア型リーダーシップ」と国家形成』TBSブリタニカ、一九九八年)、「小国意識」とナショナリズム — 李承晩に見る韓国ナショナリズムの一帰結 — 」(『愛媛法学会雑誌』第二二巻第三・四合併号、一九九六年三月)等。

⁵⁰ この点については別稿にて改めて議論する。

⁵¹ 「正統保守野党」の最初のピークは、一九五一年の金性洙副大統領選出から一九五二年の五・二六波動の頃までであろう。五・二六波動の直前、民主国民党を中心として作成された、全議員の三分の二以上の一〇三名が署名している。柳珍山『靑襟潤 地平線』(一九七二、慶弔慶書【韓国】)六六頁他。

⁵² 反民法を巡る議論としては、林鍾国『親日派』(一九九二、御茶の水書房)三七九～三九八頁、他。

⁵³ 林鍾国『親日派』三八三頁。

⁵⁴ 金永鎮『反民者大公判記』(一九四九、漢豊出版社【韓国】)には、両者の裁判の様子が簡単に記されている。また、金重吉『和信五十年史』、金教植『韓国財閥』2金・洙。

⁵⁵ 金聖昊・全敬植・蔣尚煥・朴錫斗編『農地改革研究』(一九八九、韓国農村経済研究院【韓国】)、等。

⁵⁶ この点については、京紡七〇年史編纂委員会編『京紡七〇年』の各所参照。解放以前と以後ではこの点について明確な対象をなしている。

⁵⁷ 京紡七〇年史編纂委員会編『京紡七〇年』。また、金重吉『和信五十年史』二四六頁以下。

⁵⁸ 解放以後の韓国銀行史については、林苗民『韓国銀行史』(一九六三、韓国経済問題研究所【韓国】)七七頁以下。

⁵⁹ 林苗民『韓国銀行史』五〇頁以下。また、水田直昌・土屋喬雄編『朝鮮統治とその終局』七六頁以下。

⁶⁰ 湖南財閥の中核的存在であった京城紡織はこの道を選ぶこととなった。京紡七〇年史編纂委員会編『京紡七〇年』。また、東隠記念事業会『東隠金容完』(一九七九、同事業会【韓国】)、一二〇～一三一頁。

⁶¹ 白南薫『蠶 一生』(一九六八、解愠白南薫先生記念事業会【韓国】)二二九頁。

⁶² 民主党結成の際の最大の問題はそこに日本統治時代に共産党員であった経歴を有する曹奉岩の参加を認めるか否かであった。これに対して賛意を示した、金性洙に対して、趙炳玉は以下のように回顧している。「そして、曹奉岩氏が内輪もめを起こしてまでも新党に入ろうとした原因であった、金性洙の(曹奉岩氏が)非共産主義者であるとい

う、声明書発表勧告説に対しては、その真意を打診すべく、桂洞にある仁村宅を訪問したことがあった。しかし、金性洙の言うには、それは自分の真意ではなく、誰かがでっち上げ流布させたことにより、党論が混乱したことは、何如である、とし、曹奉岩氏入党問題に対し、重堅幹部会議を開いてみれば、と言った。」趙炳玉『鬻糶 回顧録』(一九五九、民教社【韓国】)三七四頁。これに対して、当時、尤も「金性洙先生の政治秘書格であった」(柳珍山『膏粱瀾 地平線』一一三頁)慎道晟は曹奉岩を入党させるのが、金性洙と自分の「理想」であった、と後に述懐している。慎道晟『政街糶 落穂』(一九七七、関東出版社【韓国】)五八頁。趙炳玉等の金性洙訪問が、詰問に近いものであったかは明らかではないが、何れにせよ最早、趙炳玉等に対し、金性洙がリーダーシップを発揮できるような状況ではなかったことは確かであろう。

朝鮮總督府							
年度	GEP (A)	政府支出 (B)	人口 (C)	(B)/(A) =(D)	(B)/(C) =(E)	(D)/(D')	(E)/(E')
1911	914320	28109	15666	3.1	1.8	29.8	10.7
1912	961063	34242	15867	3.6	2.2	39.6	15.1
1913	1006665	34230	16070	3.4	2.1	41.5	16
1914	1061611	37219	16276	3.5	2.3	39.3	16.4
1915	1250203	37688	16485	3	2.3	33.7	15.8
1916	1234077	31397	16712	2.5	1.9	32.1	13.9
1917	1377344	28546	16914	2.1	1.7	28.4	12.2
1918	1495851	30011	17118	2	1.8	26.7	12
1919	1608039	48886	17324	3	2.8	34.9	15.5
1920	1409425	55497	17533	3.9	3.2	43.8	17.4
1921	1538468	63843	17749	4.1	3.6	48.2	19.7
1922	1429690	67962	18006	4.8	3.8	51.6	19.7
1923	1548886	68678	18266	4.4	3.8	45.8	20.2
1924	1576803	69995	18530	4.4	3.8	50.6	20.1
1925	1591855	66069	18797	4.2	3.5	52.5	20.8
1926	1659611	63783	19089	3.8	3.3	44.2	18.4
1927	1740078	82167	19365	4.7	4.2	46.5	19.7
1928	1760990	84448	19646	4.8	4.3	41.4	16.7
1929	1676036	89398	19930	5.3	4.5	48.2	18.4
1930	1594633	89034	20219	5.6	4.4	53.3	19.2
1931	1614841	99182	20521	6.1	4.8	46.6	17
1932	1629202	105018	20855	6.4	5	47.4	16.7
1933	1985281	105913	21194	5.3	5	39.3	15.4
1934	1998431	113270	21540	5.7	5.3	48.3	17.5
1935	2196160	119330	21890	5.4	5.5	47	18
1936	2378715	129007	22273	5.4	5.8	47.4	19.1
1937	2605430	122440	23536	4.7	5.2	38.5	15.2
1938	2722201	134680	22801	4.9	5.9	33.6	14
	千円	千円	千人	%	%	%	%
日本本土							
年度	GEP (A')	政府支出 (B')	人口 (C')	(B')/(A') =(D')	(B')/(C') =(E')		
1911	8097217	840678	49852	10.4	16.9		
1912	8088671	737472	50557	9.1	14.6		
1913	8165726	673344	51305	8.2	13.1		
1914	8222534	728454	52039	8.9	14		
1915	8700952	770538	52752	8.9	14.6		
1916	9355172	732462	53496	7.8	13.7		
1917	10160969	751500	54134	7.4	13.9		
1918	11008802	822642	54739	7.5	15		
1919	11569811	995988	55033	8.6	18.1		
1920	11527503	1028052	55963	8.9	18.4		
1921	12257097	1041078	56787	8.5	18.3		

1922	11954949	1115226	57655	9.3	19.3		
1923	11434831	1099194	58482	9.6	18.8		
1924	12800312	1115226	59139	8.7	18.9		
1925	12468867	1002000	59737	8	16.8		
1926	12558069	1081158	60522	8.6	17.9		
1927	12982405	1305606	61317	10.1	21.3		
1928	13817359	1597188	62122	11.6	25.7		
1929	13908322	1535064	62938	11	24.4		
1930	14066673	1478952	64450	10.5	22.9		
1931	14120344	1846686	65365	13.1	28.3		
1932	14699126	1985964	66296	13.5	30		
1933	16199880	2179350	67239	13.5	32.4		
1934	17556965	2066124	68195	11.8	30.3		
1935	18442403	2112216	69254	11.5	30.5		
1936	18828465	2139270	70258	11.4	30.4		
1937	20044705	2446884	71253	12.2	34.3		
1938	20793416	3035058	72223	14.6	42		
	千円	千円	千人	%	%		

表は、溝口敏行・梅村又次編『旧日本植民地経済統計』（一九八九、東洋経済新報社）により作成した。尚、GDP等は、一九三四～三六年平均価格表示である